省　令

○総務省令第十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月一日

総務大臣　武田　良太

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（放送債券の募集事項） **第三十六条**　準用会社法（令第三条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）をいう。以下同じ。）第六百七十六条第十二号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ 四　準用会社法第七百十一条第二項本文（準用会社法第七百十四条の七において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するときは、同項本文に規定する事由 五　準用会社法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約において準用会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は放送債券に係る社債管理補助者（以下「放送債券管理補助者」という。）の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容 六　準用会社法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約における準用会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容 （申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第三十七条**　準用会社法第六百七十七条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	（放送債券の募集事項） **第三十六条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　準用会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由 ［新設］ （申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第三十七条**　［同上］

［一　略］

二　放送債券管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

三　［略］

（放送債券の種類）

第四十条　準用会社法第六百八十一条第一号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　放送債券管理者を定めないこととするときは、その旨

七　［略］

八　放送債券管理補助者を定めることとするときは、その旨

九　［略］

十　放送債券管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに準用会社法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約の内容

十一　［略］

十二　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四十五条　［略］

2　準用会社法第七百三十一条第三項第二号及び第七百三十五条の二第三項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は協会の主たる事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

（放送債券管理補助者の資格）

第四十九条の二　準用会社法第七百十四条の三に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　弁護士

二　弁護士法人

（放送債券債権者集会の招集の決定事項）

第五十条　準用会社法第七百十九条第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

［一　同上］

［新設］

二　［同上］

（放送債券の種類）

第四十条　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

六　［同上］

［新設］

七　［同上］

［新設］

八　［同上］

九　［同上］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四十五条　［同上］

2　準用会社法第七百三十一条第三項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は協会の主たる事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

［新設］

（放送債券債権者集会の招集の決定事項）

第五十条　［同上］

［一・二　同上］